

●●●

●●●

ねらい



●●●

●●●

1990（平成２）年以降、障害のある人たちへの相談支援事業が障害種別ごとに順次開始されました。その後、2003（平成15）年の支援費制度の導入を経て、2006（平成18）年の障害者自立支援法の施行により相談支援事業は障害種別が統合され法律に位置付けられました。また、その担い手としてそれまでの障害者ケアマネジメント従事者を発展させた相談支援専門員が創設されました。相談支援専門員は、ケアマネジメント手法を活用し、個々の障害のある人たちの日常生活や社会生活の充実のための支援を行うとともに、その活動から見えてくる地域資源の改善や不足について課題を提起し、地域における課題の解決のための取組の要として活動してきました。そして、2012（平成24）年の法改正では、計画相談支援、地域相談支援が創設され、ケアマネジメント手法の支給決定プロセスへの導入や地域移行・定着支援の個別給付化に伴い、相談支援専門員の活動する場面が増えてきました。

こうした状況の中で、2016（平成28）年に実施された「相談支援の質の向上に向けた検討会」における取りまとめでは、相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画等について適切に評価・助言等を行い相談支援の質の確保を図るために、事業所や地域において指導的役割を担い、相談支援の仕組みを支える中核的な人材が必要であることが提言されました。それを受けて2018（平成30）年４月に「主任相談支援専門員」が創設されました。

本研修は、相談支援専門員として一定の実務経験がある者に対し、相談支援の中核的な人材として活動するために必要な視点や知識、技術を修得していただくために講義、演習を実施し、主任相談支援専門員を養成するものです。受講される方は、これまでのご自身の相談支援専門員としての活動を振り返るとともに、主任相談支援専門員としての役割を理解し、必要な知識と技術を獲得するべく研修の受講に努めていただくよう、お願いいたします。そして、研修修了後は地域において中核的な人材としてご活躍いただくことを期待します。

さらに、本研修は、国が実施する養成研修として行われますが、2019（平成31）年度以降、各都道府県においても主任相談支援専門員研修を実施できることとなります。それに伴い、本研修は、各都道府県が実施する研修のための伝達研修としての目的も有しています。本研修では、各都道府県における研修の企画・実施を円滑に行っていただくための要素を含めたプログラムを説明・展開いたしますので、受講される方におかれましても、各都道府県における研修の担い手としての役割を担うことも意識して受講されますことをお願いいたします。